

健 発 0809 第 7 号
障 発 0809 第 3 号
平成 30 年 8 月 9 日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚 生 労 働 省
健 康 局 長
社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(平成 30 年厚生労働省令第 107 号。以下「改正省令」という。)が、本日公布されたところである。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村(特別区を含む。)に対する周知方をお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援等については、当該支援を受ける児童の保護者の所得区分に応じた負担上限月額が定められているところ、当該所得区分については、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する市町村民税の課税の有無及び市町村民税所得割の額により設定されている。

この点、市町村民税所得割の額の算定に当たっては、地方税法第 314 条の 2 の規定により、同法第 292 条第 1 項第 11 号イに規定する寡婦及び同項第 12 号に規定する寡夫(以下「寡婦等」という。)については、前年の合計所得金額が 125 万円を超える場合には、26 万円(同法第 314 条の 2 第 3 項に該当する場合には 30 万円)が控除されることとされている(以下「寡婦控除等」という。)。一方、未婚のひとり親は、当該寡婦控除等の規定が適用されない。

今般、平成 28 年通常国会で成立した児童扶養手当法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 37 号)に対する参議院厚生労働委員会の附帯決議において、「一部の地方公共団体が行っている未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること」とされたことを踏まえ、指定小児慢性特定疾病医療支援を含むサービス等に係る負担上限月額についても、寡婦等と未婚のひとり親の不均衡を是正するため、所

要の措置を講ずるものとする。

第2 改正の内容

別紙に掲げるサービス等に係る負担上限月額等の決定の基礎となる市町村民税所得割の額の算定において、未婚のひとり親についても、寡婦控除等が適用された場合と同等の控除が得られるよう規定を整備する。

第3 施行期日等

1 施行期日

改正省令は平成30年9月1日から施行する。

2 経過措置

改正省令による改正後の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）等の規定は、平成30年9月1日以降に行われる小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病医療費の支給等について適用し、同日前に行われた小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病医療費等の支給等については、なお従前の例によるものとする。

別紙) 本改正で手当する負担上限を定めるサービス等

1. 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）関係

サービス等（給付）	省令の改正条項
指定小児慢性特定疾病医療支援 （小児慢性特定疾病医療費）	第7条の3第3項（新設）
指定通所支援 （障害児通所給付費）	第18条の3の2第3項（新設）

- 以下についてもみなし寡婦（夫）制度を導入する。

サービス等（給付）	省令の根拠規定
基準該当通所支援 （特例障害児通所給付費）	第18条の5の2において準用する第18条の3の2第3項
指定入所支援 （障害児入所給付費）	第25条の2において準用する第18条の3の2第3項

2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）関係

サービス等（給付）	省令の改正条項
指定障害福祉サービス等 （介護給付費）	第26条の3第3項（新設）
指定自立支援医療 （自立支援医療費）	第38条の2 第51条の2
補装具の購入、借受け又は修理 （補装具費）	第65条の3

- 以下についてもみなし寡婦（夫）制度を導入する。

サービス等（給付）	省令の根拠規定
基準該当障害福祉サービス （特例介護給付費）	第31条の2において準用する第26条の3第3項

3. 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）関係

サービス等（給付）	省令の改正条項
指定特定医療 （特定医療費）	第6条第3項（新設）